

障がい者を虐待から 守りましょう！



～「障害者虐待防止法」をご存知ですか？～

障がい者への虐待は、絶対にあってはならないことです。虐待は、特定の人や特定の家庭や場所で起こるものではなく、どの家庭でも起こりえます。本人が気づかぬうちに虐待している、また、虐待を受けている人も虐待を受けているという認識がないために被害を訴えられないことが多いのです。虐待をもっと身近な問題としてとらえ、予防や早めの対応に努めなければなりません。障害者虐待防止法には、虐待に気づいた人の通報義務も定められています。「見て見ぬふり」は、虐待を許しているのと同じことです。みんなで協力して、だれもが安心して暮らせる社会をつくりましょう。

障害者虐待防止法ってどんな法律？

障がい者のあたりまえの生活を守る法律です

障害者虐待防止法は、虐待によって障がい者の権利や尊厳をおびやかされることを防ぐ法律です。障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

対象となる障がい者とは

障害者虐待防止法では、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)のある人や、そのほかに心身の障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人が対象となります。

(障害者手帳を取得していない人も含まれます)

3種類の障がい者虐待

この法律では、虐待を以下の3種類としています。

養護者による虐待

障がい者の生活の世話や管理などを行っている家族や親戚、同居する人による虐待のことです。

障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設や障害福祉サ-ビス事業所の職員による虐待のことです。

使用者による虐待

障がい者を雇って働かせている事業主などによる虐待のことです。

通報や届出をした人の情報は守られます

虐待の通報をした人や届出をした人を特定する情報は、慎重に取り扱われ、市の職員には守秘義務が課せられます。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。

匿名による通報でも受け付けます。

～こんなことが虐待になります～

障がい者虐待の例としては、次のようなものがあります。これら複数が行われている場合もあります。

身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ痛みを与えること。正当な理由なく身体を縛ったり、過剰な投薬によって身体を拘束すること。

例えば・・・

- ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・つねる
- ・縛りつける ・閉じ込める
- ・不要な薬を飲ませる など

性的虐待

無理やり(または同意があると見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること。

例えば・・・

- ・性交 ・性器への接触 ・裸にする
- ・キスをする
- ・わいせつな話をする
- ・わいせつな映像をみせる など

心理的虐待

侮辱したり、拒絶したりするような言葉や無視したり、嫌がらせなど態度で精神的な苦痛を与えること。

例えば・・・

- ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う
- ・仲間に入れない ・子どもあつかいする
- ・わざと無視する など

放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排せつなどの身の世話や介助をせず、必要なサービスを受けさせないこと。

例えば・・・

- ・十分な食事を与えない
- ・不潔な住環境で生活させる
- ・必要な医療や福祉サービスを受けさせない など

経済的虐待

本人の同意なしに本人の財産や年金、賃金などを使うこと。また、理由なく金銭を与えないこと。

例えば・・・

- ・年金や賃金を渡さない
- ・勝手に財産や預貯金を使う
- ・日常生活に必要な金銭を与えない など

セルフネグレクトとは

自らの生活環境や栄養状態が悪化しているにも関わらずその状態のまま放置していることで ～ の虐待と同様に、周囲からの積極的な支援が必要となります。

「虐待される人」「虐待してしまう人」 の両方を救うために

養護者への支援も大切です

障がい者虐待では、虐待をしている側の養護者にも支援が必要な場合があります。介護疲れや障がいに対する理解不足、家族間の人間関係、養護者自身の障がいなど考えられる要因は様々ですが、養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが虐待防止につながります。

養護者に対するサポ-ト例

負担を軽くする

障がい者の短期入所など障害福祉サービスの利用で、養護者の障がい者介護の負担を減らし、冷静になれる時間や休息できる時間をつくる。

知識や技術を増やす

障がいに関する介護への知識や技術不足が虐待につながるないように、専門家の助言や指導によって、障がいへの正確な知識や情報などを提供する。

心のケアをする

カウンセリングの利用や家族会へ参加などで精神的に追い詰められた養護者の心をいやし、家族関係の回復にもつなげていく。

専門的な支援をする

病気や経済的問題など養護者自身が支援を必要としている場合は、それぞれに適切な対応を考えるために、専門機関からの支援を行う。

身体・生命が危険な場合は、110番通報してください。

障がい者虐待に関する通報・届出・相談は・・・

- ・千歳市障がい者虐待防止センター(千歳市保健福祉部障がい者支援課)
千歳市役所第2庁舎1階 6番窓口 TEL 24-0327(直通)、FAX 23-6700

障がい者虐待に関する相談は・・・

- ・千歳市障がい者総合支援センター- Chip TEL 27-2210、FAX 27-0050
- ・千歳地域生活支援センター- TEL 40-6323、FAX 40-6004

なお、養護者による虐待の場合は年齢により相談先が異なります。18歳未満または65歳以上の場合は、次の機関にご連絡ください。

- ・18歳未満の児童虐待に関する相談は・・・
北海道中央児童相談所 TEL 011-631-0301、FAX 011-631-4154
家庭児童相談室(千歳市子ども福祉部子ども家庭課) TEL 24-0328(直通)、FAX 23-6700
- ・65歳以上の高齢者虐待に関する相談は・・・
西区地域包括支援センター- TEL 42-3131、FAX 42-3146
北区地域包括支援センター- TEL 25-8180、FAX 25-8530
東区地域包括支援センター- TEL 40-6516、FAX 40-6512
南区地域包括支援センター- TEL 22-5188、FAX 27-7508
向陽台区地域包括支援センター- TEL 48-2848、FAX 28-3733
千歳市保健福祉部高齢者支援課地域包括係 24-0294(直通)、FAX 23-6700